

島根県核燃料税の新設（更新）について

1. 核燃料税新設（更新）の理由

島根県においては、昭和55年4月に法定外普通税として核燃料税を創設し、原子力発電施設の立地に伴う環境安全対策、避難路等の整備を含めた民生安定対策、生業安定対策等の施策を推進してきたところである。

福島第一原子力発電所の事故以降、島根原子力発電所は稼働を停止しており、核燃料税が確保できない状態が続いている。また、一方では、国の原子力災害対策指針の改定を受けて、県の地域防災計画を修正し、従来は原子力発電施設から10kmであった原子力防災対策地域を30kmまでに拡大し、これまで以上に安全・防災対策等に万全を期す必要が生じており、財政需要はより一層増大している。

こうした状況を踏まえ、課税期限を5年間延長するとともに、税率を13%から17%相当に引き上げ、従来の価額割に加えて出力割を導入するものである。

2. 核燃料税の概要

課税団体	島根県
税目名	核燃料税（法定外普通税）
課税客体	1. 価額割：発電用原子炉への核燃料の挿入 2. 出力割：発電用原子炉を設置して行う発電事業
課税標準	1. 価額割：発電用原子炉に挿入した核燃料の価額 2. 出力割：発電用原子炉の熱出力
納税義務者	発電用原子炉の設置者
税率	1. 価額割：100分の8.5 2. 出力割：41,100円／千kW／課税期間（3ヶ月）
徴収方法	申告納付
収入見込額	（初年度）941百万円 （平年度）1,255百万円 ※ 通常に稼働したものと仮定して算定（価額割・出力割の合計額）
非課税事項	なし
徴税費用見込額	年間 380千円
課税を行う期間	5年間（平成27年4月1日～平成32年3月31日）

3. 同意要件との関係

核燃料税について、不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

- (1) 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。

① 課税標準

発電所に対する税としては、電源開発促進税（国税）があるが、核燃料税の課税標準は「発電用原子炉に挿入した核燃料の価額」あるいは「発電用原子炉の熱出力」であり、一方、電源開発促進税は「販売電気の電力量」とされていることから、課税標準を異にしている。この他、形式的にも実質的にも国税又は他の地方税と課税標準を同じくするものは認められない。

（参考）核燃料税と電源開発促進税の比較

項目	核燃料税	電源開発促進税
納税義務者	発電用原子炉の設置者	一般電気事業者
課税客体	1. 価額割：発電用原子炉への核燃料の挿入 2. 出力割：発電用原子炉を設置して行う発電事業	販売電力
課税標準	1. 価額割：発電用原子炉に挿入した核燃料の価額 2. 出力割：発電用原子炉の熱出力	販売電気の電力量
税率	1. 価額割：100分の8.5 2. 出力割：41,100円／千kW／課税期間（3ヶ月）	375円/千kwh

② 住民の負担

核燃料税が、仮に電力消費者に転嫁されたとしても、その電力料金に及ぼす影響は、1kwhにつき5年間平均で約2銭と推計され、電力料金の約0.1%に過ぎず、特に消費者に過重な負担を求めるものではないと考えられる。

したがって、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないものと考えられる。

- (2) 地方団体間の物の流通に重大な障害を与えること

核燃料税は、地方団体間の物の円滑な流通を阻害するような内国関税的なものとはいえず、地方団体間の物の流通に重大な障害を与えるものとは認められないと考えられる。

(3) (1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

福島第一原子力発電所の事故を受け、原発についてより高い安全性が求められており、国もそうした方向性を掲げているが、核燃料税は、地方団体における安全対策事業等の財源となるものであり、原発政策における国の方向性と軌を一にするものである。

このことから、「(1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないものと考えられる。